

平成 29 年 3 月 31 日

「UAV を用いた公共測量マニュアル（案）」一部改正について

国土地理院

平成 29 年（2017 年）3 月 31 日に、「UAV を用いた公共測量マニュアル（案）」の改正版を公表しました。作業に関連する、主な改正内容は以下のとおりで

【全体】

章のタイトルの変更

- ・本マニュアルは、改正前も数値地形図の作成と三次元点群の作成の二つに分かれていましたが、タイトル名を変更して、章の内容を明確にしました。

【第 2 編】 UAV による空中写真を用いた数値地形図作成

撮影する空中写真の地上画素寸法（第 22 条運用基準）

- ・作成する数値地形図の地図情報レベルに応じて、地上画素寸法を明確にしました。

【第 3 編】 UAV による空中写真を用いた三次元点群の作成

標定点及び検証点の配置（第 53 条）

- ・外側標定点については、計測対象範囲の外側に配置することを標準としました。検証点のうち、外部検証点は廃止し、検証点の総数を標定点の半数以上を標準としました。

標定点及び検証点の観測方法（第 54 条）

- ・位置精度に応じて作業方法を明確にしました。

空中写真の重複度（第 57 条運用基準）

- ・撮影後に実際の重複度を確認できる場合は、隣接空中写真との重複
- ・80%以上とした撮影計画が可能になりました。

カメラキャリブレーション（第 65 条運用基準）

- ・セルフキャリブレーションを標準としました。

以上